

蕪崎市新たな地域クラブ活動方針

令和6年5月23日
蕪崎市教育委員会
蕪崎市

1 基本方針

(1)はじめに

本指針は、休日の「学校部活動」が地域に移行した「地域クラブ活動」を対象としている。

休日の部活動の地域移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、蕪崎市においても、市内における地域の実情等を踏まえ、可能な限り早期の地域移行の実現を目指し、3年間で休日の部活動の地域移行の完了を目指すとともに、地域クラブ活動が将来にわたり、持続可能な運営を行うことで中学生が地域でスポーツ・文化芸術に親しむことのできる環境の充実に取り組む。

本指針は、やまなし学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和5年12月)を基にし、蕪崎市における地域クラブ活動の指導、運営や管理等に係る共通理解事項等についてまとめた。

(2)蕪崎市における「休日の部活動の地域移行」

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年8月9日)には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的な地域移行を進めながら、令和8年度以降の持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

(3)蕪崎市が目指す姿

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。ただし、学校部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動として行うことができるようにする。

改革推進期間である令和5年度から7年度までの3年間は、全ての休日部活動を学校部活動から地域クラブ活動へと移行を進めることを目標とする。

蕪崎市では、令和6年度から首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる蕪崎市立中学校部活動地域移行協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、関係機関と連携して休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していく。

地域での活動が可能な種目・活動から順次地域移行を開始し、令和7年度までは中学生が平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形で取り組むものとし、令和8年度からの休日の学校部活動を廃止し、地域クラブ活動の完全実施を目指すものとする。

2 地域クラブ活動について

(1)適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 新たな地域クラブ活動への参加者については、希望する全ての生徒を想定する。
- 地域クラブ活動を統括する運営団体・実施主体は、教育委員会とするが、将来的に地域のスポーツ団体、文化協会等が市町村や関係団体等と連携し、生徒を受け入れることができる新たな地域クラブ活動の運営団体の担い手となるよう体制整備に取り組む。

【将来的な運営団体・実施主体】

地域スポーツコミッション、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者、文化芸術団体等に加え、多様なものを想定する。

- 協議会において、今後の部活動の在り方に関する事項、部活動の適正な運営の推進に関する事項等について、協議を行いながら、学校や地域の実態に応じた休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校部活動顧問教員が策定する年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)に基づき、地域クラブ活動の年間の活用計画及び毎月の活動計画を可能な範囲で策定し、公表する。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。(事故:地域クラブ活動の実施主体、トラブル:地域クラブの実施主体・学校)

(2)指導者の確保

- 指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

【想定される地域クラブ活動の指導者】

スポーツ・文化芸術団体の指導者
部活動指導員となっている人材
退職教師
教師等の兼職兼業
企業関係者
公認スポーツ指導者(日本スポーツ協会公認指導者等)
スポーツ推進委員
スポーツ指導者協議会会員(日本スポーツ協会公認指導者)
競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等

○地域クラブ活動での指導を希望する教員等は、兼職兼業許可により指導者になることができる。(小学校の教員等で指導を希望する者も同様)

兼職兼業の際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも事前確認する。

(3)適切な指導の実施

○地域クラブ活動指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体・実施主体が定める運営方針に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須条件とされている。このため、学校部活動に代わって行われる地域クラブ活動の指導者としての必要な知識を習得するため、教育委員会が行う地域クラブ活動指導者研修を受講するものとする。

○地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。また、指導にあたっては、運動部活動用指導手引(スポーツ庁ホームページ)を活用するものとする。

○地域クラブ活動指導者は、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこととする。また、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導にあたる。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、地域クラブ活動が適切に行われるよう指導者の管理監督を行うものとする。

指導者は以下のことに留意する。

法令等に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やセクシャルハラスメントなどの違法行為は許されるものではない。以下のような点について留意する必要がある。

- 社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- クラブ員の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者やクラブ員の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- クラブ員の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に地域クラブと報告・連絡・相談を行うこと。

○生徒が安心して地域クラブ活動に参加できる環境を構築するため、地域クラブ活動指導者は、教育委員会が指定した方法でのみ生徒や保護者に対する連絡を可能とする。

※安心メール又はアプリ

○教育委員会は、地域クラブ活動において不適切な指導が行われたものと認める場合は、必要な指導又は是正措置を講じるとともに、協議会に諮り、再発防止に努めるものとする。

○体罰等を行った場合、当該地域クラブ活動の指導を中止するとともに、教育委員会の指導の下、厳正に対処する。また、教育委員会又は地域クラブ活動運営団体長による委嘱を解き、地域クラブ活動への指導に当たさせない。

(4)活動

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下、「国のガイドライン」という。)及びやまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)に基づき活動を行うものとする。

○休日における学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進するため、土曜日・日曜日(以下「週休日」という。)のいずれか1日を活動日とする。

○原則として週休日は少なくとも1日を休養日として設定するとともに、シーズン期(教育内大会4週間前の週休日)に両日活動する場合には、学校部活動との組み合わせにより実施し、又は休養日を他の休日に振り替えることにより生徒の適切な休養を確保するものとする。

○週休日における1日の活動時間の目安は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うものとする。

○運動部が参加する大会・試合(校外における練習試合を含む。)又は文化部が参加するコンクール等は、改革推進期間(令和5年度から令和7年度までをいう。以下同じ。)においては、いずれも学校部活動として参加するものとする。

(5)活動場所

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共の施設だけでなく、学校部活動で使用していた学校施設を活用するものとし、学校施設の円滑な利用を推進するため、地域クラブ活動の利用ルール等を策定するものとする。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校施設その他の公共施設を利用する場合、学校部活動顧問が策定する活動計画に基づき、条例等に基づき許可を得なければならない。

ただし、改革推進期間において学校施設において地域クラブ活動を行う場合は、従来の学校部活動と同様、学校が調整を行うものとする。

○地域クラブ活動の活動場所までの生徒の移動は、保護者の送迎、自転車、公共交通機関を利用するものとする。

(6)会費の徴収

○これまでの学校部活動については、学校教育の一環として無償で提供されていたことから、受益者負担の考え方について、保護者に十分な説明により理解を得る必要がある。

○運営団体・実施主体は、負担に応じたサービスの提供が求められることから、活動内容に見合った金額を設定し、定期的に費用負担のバランスの検証を行うものとする。

【運営費用】

指導者報酬 保険料(指導者・参加者) 会場使用料 消耗品代(ボール等の供用用具)等

○運営団体・実施主体は、保護者から会費の徴収を行い、地域クラブ活動の運営費用に充てるものとする。ただし、教育委員会が運営団体・実施主体となる場合の徴収方法は、各中学校が徴収し、教育委員会が指定する方法により納付するものとする。

○教育委員会は、経済的に困窮する世帯の参加費用負担を軽減するなどの財政支援を検討し、実施する。

(7)保険の加入

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するものとする。

※地域クラブ活動は学校管理下外の活動であるため独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外

(8)学校との連携等

○地域クラブ活動の実施に際し、学校は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と協議の場を設けるとともに、活動方針、活動内容、学校施設の使用や、活動のルール等について地域クラブと共通理解を図る。

○地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

○休日における地域クラブ活動の実施の有無、可否を含めスケジュールの決定は、学校部活動の顧問教員とし、本方針に基づき適切なスケジュール管理を行う。

○学校部活動顧問教員は、学校の休業日(学期中の週休日を含む)に地域クラブ活動を行う場合は、必ず前日の昼までに「休日の活動等実施許可願」を学校長に提出し承認を得るものとする。学校長は、活動

等実施許可願を教育委員会に提出すること。

○改革推進期間において、学校施設において地域クラブ活動を実施する場合は、部活動顧問教員は、以下の項目について対応するものとする。

- ・学校施設の鍵の管理
- ・使用前後における異常の有無の確認
- ・活動終了後の生徒の下校の見守り
- ・その他緊急時対応に関すること

○教育委員会及び学校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように留意する。